「おおのＳＤＧｓパートナー連絡協議会」設置要項

（名称）
第１条　本会は、「おおのＳＤＧｓパートナー連絡協議会」と称する。

（目的）
第２条　本会は、企業、団体、教育機関等（以下「団体等」という。）のＳＤＧｓ の達成に向けた取組みの情報共有及び団体等同士の連携を促進し、市内におけるＳＤＧｓの普及啓発及び持続可能なまちづくりに向けた活動の活性化を図ることを目的とする。

（事業）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の取組みを行うものとする。
(1) ＳＤＧｓに関する理解促進と普及啓発
(2) 会員相互間の連携を促進するための情報共有
(3) その他ＳＤＧｓの推進に関する活動

（組織）
第４条　本会は、第２条の目的に賛同する「おおのＳＤＧｓパートナー」をもって組織する。

（対象者）
第５条　おおのＳＤＧｓパートナーの対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
(1) 「ふくいＳＤＧｓパートナー」に登録する団体等で市内に活動の拠点を置く者
(2) ＳＤＧｓに関する事項を連携事項に掲げて大野市と連携協定を締結する団体等
(3) ＳＤＧｓの達成に資する取組を行っている団体等で市内に活動の拠点を置く者
(4) 前３号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

（登録）
第６条　おおのＳＤＧｓパートナーに登録しようとする者は、市長に登録申込書（様式第１号）又はこれに準ずる書類を提出するものとする。
２　市長は、登録申込書等を確認し、次条の基準に適合すると認められるときは、登録承認書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

（登録基準）
第７条　登録は、第５条に規定する対象者のうち、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。
(1) 法令を遵守しており、また、過去に重大な法令違反がないこと
(2) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと
(3) その他市長が適当でないと認める事由がないこと

（登録の有効期間）
第８条　登録の有効期間は、登録の日から２年経過後の日が属する事業年度の末日までとする。
２　有効期間満了の１か月前までにおおのＳＤＧｓパートナーから退会の申し出がない限り、有効期間は１年間自動更新されるものとする。

（登録の取消）
第９条　市長は、おおのＳＤＧｓ パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
(2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
(3) その他、おおのＳＤＧｓパートナーとして適当でないと認める場合

（事務局）
第１０条　本会の事務局は、行政経営部政策推進課に置く。

（その他）
第１１条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要項は、令和５年１２月７日から施行する。
この要項は、令和８年６月１日から施行する。

様式第１号

年　　月　　日

大野市長　様

おおのＳＤＧｓパートナー登録申込書

おおのＳＤＧｓパートナー連絡協議会設置要項第６条第１項の規定により、下記のとおり登録を申し込みます。

記

企業・団体等名		
担当者	職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	

【確認事項】（□に✔を入れてください。）

□　大野市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員又は暴力団員を構成員に含む団体でないことを誓約します。

問１　貴団体の「ＳＤＧｓ達成に向けた取組み」を市ホームページ（ＳＤＧｓ関連ページ）に掲載することを希望しますか。

□希望する　　□希望しない

※「希望する」を選んだ場合、資料の作成にご協力いただく場合があります。

問２　貴団体のホームページに移動する「リンク」を市ホームページ（ＳＤＧｓ関連ページ）に掲載することを希望しますか。

□希望する　　□希望しない（ホームページがない場合を含む）

※希望する場合のリンク先のＵＲＬ（　　）

問３　他のパートナーと連携して取り組みたい取組みがありましたら記載してください。

様式第２号

年　　月　　日

おおのＳＤＧｓパートナー登録承認書

様

大野市長

　年　月　日付けで申し込みのあったおおのＳＤＧｓパートナーとしての登録申込について承認します。

１　有効期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

※有効期間満了の１か月前までに退会の申し出がない場合、有効期間は１年間自動更新されます。

結の故郷 越前おおの

大野市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。